

[事案 27-165] 既払込保険料返還請求

・平成 28 年 6 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

契約時に、募集人による不告知教唆があったことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 6 月契約した終身保険（契約①）について、平成 27 年 4 月に別の終身保険（契約②）への契約転換を申し込み、改めて健康状態の告知を行ったところ、契約①の告知内容に不備があるとして、契約②への契約転換は認められず、契約①は解除された。

以下の理由により、契約①の既払込保険料全額を返還してほしい。

- (1) 契約①の告知にあたって、募集人に左目を失明していることを経緯を含め説明したところ、身体障害者手帳に記載されていないなら、「視力障害なし」と書くように言われた。
- (2) 万一の際に保険金が支払われない保険契約を継続させられたことは損害である。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人の左目の失明を知らず、申立人から聞いてもいない。
- (2) 申立人の左目の異常については、外形上目立たず、募集人は気付くことがなかった。
- (3) 募集人は申立人に対し、「視力障害なし」と書くように言った事実はない。
- (4) 申立人には告知義務違反について、故意または重大な過失がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人による不告知教唆が存在したかなど告知時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の不告知教唆は認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不十分な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 契約者・被保険者にとって、告知義務を十分に理解することは非常に重要なことであるので、募集人は告知に介入すべきではないが、場合によっては、「正確に記載すべき」との一般的説明にとどまらず、告知義務および義務を違反した場合の効果について、口頭で詳細に説明し、適正に記載するよう注意喚起する必要がある。
- (2) 募集人は、会社から告知書の補正書を提出するよう指示を受け、申立人に追加告知を依頼しているが、最初の告知書に不備があったと考え、申立人の告知が適正になされるよう、告知の重要性および違反の効果について再度強調する必要がある。
- (3) 申立人側の責任も少なくはないという前提で、本件では、告知に際して募集人の十分な配慮がなされていなかった可能性があると考えられる。